

大津市立児童クラブ・保護者連絡システムサービスの提供に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、大津市立児童クラブ・保護者連絡システムサービスの提供に係るサービス利用契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

2 サービスの概要

(1) サービスの名称

大津市立児童クラブ・保護者連絡システムサービス

(2) サービスの内容

別紙「大津市立児童クラブ・保護者連絡システムサービスの提供に係る仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに

(3) 提供期間

①準備期間

契約締結日から令和7年8月31日まで。

②本運用期間

令和7年9月1日から令和12年3月31日まで。

令和7年9月から利用料が発生するものとする。

(4) 実施場所

大津市こども未来部児童クラブ課及び大津市立児童クラブ(市内37箇所)

3 予算額(上限額)

令和7年度予算額(上限額)は、2,010,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)とする。

なお、次年度以降の予定額(上限額)は提示できないが、評価の対象とする。

4 実施形式

公募型

5 スケジュール(予定)

| | |
|--------------|--------------------|
| 令和7年7月2日(水) | 公募開始 |
| 令和7年7月10日(木) | 質疑受付締切 |
| 令和7年7月14日(月) | 質疑に対する回答(予定) |
| 令和7年7月22日(火) | 参加申込書及び企画提案書の提出期限 |
| 令和7年8月8日(金) | 参加資格及び1次審査結果通知(予定) |
| 令和7年8月19日(火) | プレゼンテーション審査 |

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、この公告の日からプレゼンテーション審査の日までにおいて、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(7)にあっては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (7) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
 - (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - (ウ) (7)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (7) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの
- (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
 - (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - (エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

7 質疑・応答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式第7号）により、電子メールで提出すること。

※ 件名に「プロポーザル質問、送信年月日（西暦8桁）、商号又は名称」を入力し、複数の質問がある場合には1つのファイルにまとめて送信すること。

※ メール送信後、必ず電話にて送信した旨を伝え、児童クラブ課で受信したことを確認すること。

※ 電話又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 期限

令和7年7月10日（木）午後5時まで（必着）

(3) 提出先

メールアドレス：otsu1430@city.otsu.lg.jp

(4) 回答方法

質問に対する回答は電子メールにて送信するとともに、本市ホームページに掲載する。回答日は令和7年7月14日（月）（予定）

(5) その他

- ア 質問及び質問に対する回答は、仕様書の追補とみなす。
- イ 質問の内容に参加者名が特定できる記載を入れないこと。

8 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び大津市契約規則（昭和40年規則第35号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

- ア 参加申込書 1部
- イ 暴力団等の排除に係る誓約書兼承諾書 1部
- ウ 会社概要 1部
- エ 見積書 1部
- オ 事業実績調書（令和2年4月以降の実績） 1部
- カ 実施体制 1部
- キ 大津市立児童クラブ・保護者連絡システムサービスの提供に係る機能等要件一覧表 1部
- ク クラウドサービス要件・適用状況一覧及び附帯資料 1部
- ケ 企画提案書 6部

(ア) 原本1部及び副本5部を提出すること。

(イ) 副本には、提案者の商号又は名称、代表者氏名その他の事業者が特定できる事項を記載しないこと。

コ 大津市競争入札参加資格者名簿に登録がない場合にあつては、次に掲げる書類

(ア) 直近年度の市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が大津市に存する場合に限る。））及び消費税の納税証明書（写し可）（滞納がないことを確認できるもの）

(イ) 法人の場合にあつては履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（写し可）及び役員名簿、個人の場合にあつては身分証明書の写し

(2) 提出期間及び時間

令和7年7月2日（水）から同年7月22日（火）

上記期間中の（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時までとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、令和7年7月22日（火）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号
大津市こども未来部児童クラブ課

9 企画提案書作成方法

様式は問わないが、大津市立児童クラブ・保護者連絡システムサービスの提供に係る企画提案書作成要領による。

10 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、大津市立児童クラブ・保護者連絡システムサービス提供事業者プロポーザル審査委員会が審査を行う。

(1) 1次審査：書類審査

原則として、応募者が4者を超えた場合は、見積額、機能等要件一覧表及びクラウドサービス要件・適用状況一覧により上位4者を選考する。応募者が4者以下の場合は、提出資料の内容を審査した上で2次審査の対象者とする。なお、審査委員会の協議により4者以上となる場合がある。

1次審査の結果は、令和7年8月8日（金）（予定）に電子メールで送信する。

(2) 2次審査：プレゼンテーションの実施

ア 審査日

令和7年8月19日（火）

イ 実施場所、時間、会場等は、参加者に別途通知する。

ウ 提案時間等

- ① 提案時間 40分以内
- ② 質疑応答 20分程度
- ③ 参加人数 3人以内

※ プレゼンテーションに要する機材は参加者にて全て準備するものとするが、「プロジェクター」（HDMI端子による接続）及びスクリーンについては大津市が準備するため、使用を希望する場合は事前に申し出ること。

なお、提案者が多い場合には提案時間及び質疑応答を調整することがある。

エ 審査項目及び配点

企画提案は、次の審査基準及び配点により各委員が審査し、委員の採点の平均点により決定する。

選定は、最も評価が高い提案者を優先候補者とし、次点の提案者を次点候補者とする。なお、同点の場合は、事業費がより安価な者を候補者として選定する。事業費も同額の場合は機能等要件の得点が高い者を優先候補者とし、それでも決まらない場合は、審査会委員による協議の上、優先候補者を選定する。また、提案者が1者であっても審査会は実施する。

| 評価項目 | | 評価の視点 | 主な指標 | 配点 |
|--------|---------------------|--|------------|------|
| 組織評価 | 業務遂行技術力 | 当該業務を遂行するために必要な知識・経験を有しているか | 「事業実績調書」 | 5点 |
| | 実施体制 | 業務遂行に適切な実施体制か | 「実施体制」 | 5点 |
| | 小計 | | | 10点 |
| 提案内容評価 | 提案事項を実施するにあたっての取組方針 | 目的、条件及び内容を十分に理解しているか | 「企画提案書」 | 10点 |
| | サポート体制 | ヘルプデスク等のサービスについて児童クラブ課職員、児童クラブ支援員及び保護者に有益な内容が示されているか | 「企画提案書」 | 10点 |
| | セキュリティ | 導入するシステム及びデータセンターに施されている情報セキュリティ対策 | 「企画提案書」 | 15点 |
| | 研修内容 | 児童クラブ課職員及び児童クラブ支援員への研修について、操作研修の実施方法などが具体的に記載されているか | 「企画提案書」 | 10点 |
| | 独自提案 | 提案者独自の特色ある提案がなされているか | 「企画提案書」 | 15点 |
| | 取組姿勢 | 積極的に取り組む意欲が感じられるか | 「企画提案書」 | 10点 |
| | 機能等 | 「機能等要件一覧表」の得点×1/2 | 「機能等要件一覧表」 | 85点 |
| | 小計 | | | 155点 |
| 事業費評価 | 見積書の内容 | 令和7年度見積額 | 「見積書」 | 15点 |
| | | 令和8年度から令和11年度までの見積 | 「見積書」 | 20点 |

| | | |
|--|----|------|
| | 額 | |
| | 小計 | 35点 |
| | 合計 | 200点 |

1.1 審査結果

(1) 通知方法

プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書で通知する。

(2) 通知時期

令和7年8月20日（水）（発送予定）

1.2 契約の締結

審査により採用を決定された候補者は、本業務について担当課と協議を行い、協議の結果に合わせた仕様書を改めて作成するとともに、その仕様書に基づく見積書を作成し提出すること。

契約の締結は、提出された見積書を基に随意契約の方法により行う。ただし、本契約を締結する日までの間に候補者が第6項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

1.3 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は、返却しない。

(2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。

(3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

(4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

(5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

1.4 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの候補者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

1.5 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止し、中止し、又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を大津市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課宛てに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 見積書の金額が第3項の予算額を超過した場合

キ 様式第8号 大津市立児童クラブ・保護者連絡システムサービスの提供に係る機能等要件一覧表について、必須項目が対応不可の場合

ク 様式第9号 クラウドサービス要件・適用状況一覧について、必須項目が適合していない場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(7) 本件契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3の規定に基づく長期継続契約であり、第2項第3号の期間にかかわらず、本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る大津市の歳出予算の減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。

1.6 問合せ先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

大津市子ども未来部児童クラブ課 電話 077-528-2776